

第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2019年の事件・事故などとその対策

現在、年間延べ約1,900万人（2018年¹）の日本人が海外渡航し、約139万人（2018年10月現在）の日本人が海外に居住している。このように海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2019年は、スリランカでの同時爆破テロ事件（4月）及びアフガニスタンでの銃撃事件（12月）により、それぞれ邦人1人が犠牲になった。また、ナイロビ（ケニア）のホテル襲撃事件（1月）、クライストチャーチ（ニュージーランド）でのモスクへの銃撃テロ事件（3月）、チュニス（チュニジア）での自爆テロ事件（6月）、バンコク（タイ）での連続爆破事件（8月）、カイロ（エジプト）中心部での爆発事件（10月）、ジェラシュ遺跡（ヨルダン）での襲撃事件（11月）、ロンドン橋（英国）での刃物襲撃事件（11月）なども発生した。

近年のテロ事件の傾向としては、テロが発生する地域が中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大していること、欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン

型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ（ローンウルフ型）が多数見られること、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件が増加する傾向があることなどが挙げられる。

こうした傾向は、域外でのテロを呼びかけていた「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL²）がイラク・シリアでの拠点を喪失する中で引き続き見られ、ISILの外国人戦闘員が出身国あるいは第三国に移動することも相まって、テロ発生を予測し防止することはますます困難になっている。

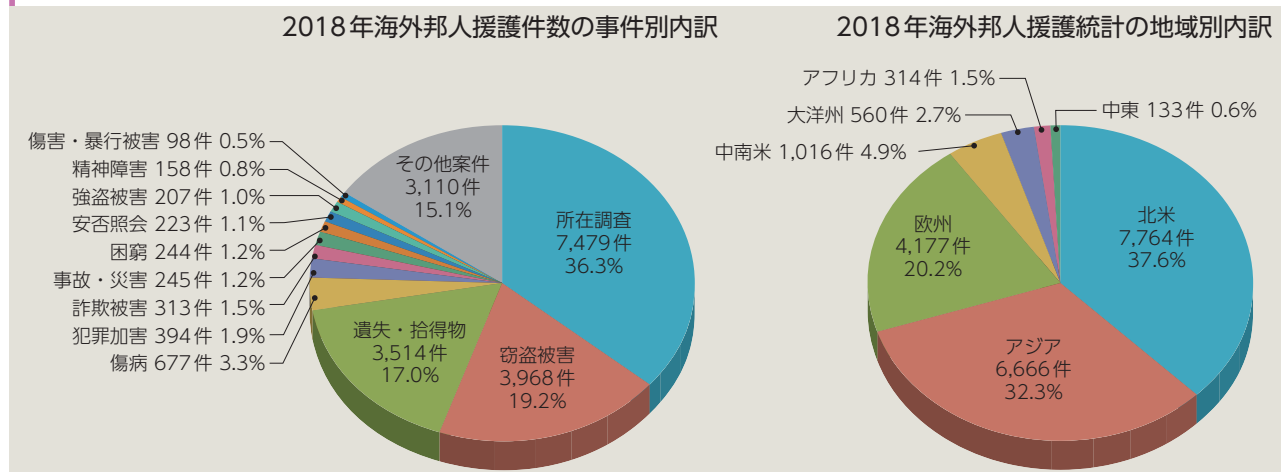
日本人が犠牲となったその他の主な事件・事故としては、北米地域や中南米地域では銃による殺害事件、東南アジアでは凶器による殺害事件が発生した。また、太平洋地域で水難死亡事案が発生しているほか、北米や南米、南西アジアなどの地域で、観光やトレッキング中に転落や滑落による死亡事故が発生した。それ以外にも、交通事故を始めとする事故で死亡する事案が世界各地で発生した。

また、世界各地で多くの自然災害が発生し、サイクロン「IDAI」（3月）・「FANI」（5月）、ハリケーン「DORIAN」（8月）、ホワイト島（ニュージーランド）の火山噴火（12月）などにより大きな被害が出た。

1 出典：法務省「出入国管理統計」

2 ISIL：Islamic State of Iraq and the Levant

邦人援護件数の事件別・地域別内訳 (2018年)



援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	タイ日本国大使館	1,457件	11	バルセロナ日本国総領事館	447件
2	フィリピン日本国大使館	906件	12	上海日本国総領事館	443件
3	ロサンゼルス日本国総領事館	809件	13	シアトル日本国総領事館	378件
4	英国日本国大使館	797件	14	アトランタ日本国総領事館	377件
5	ホノルル日本国総領事館	669件	15	ハガツニャ日本国総領事館	362件
6	香港日本国総領事館	667件	16	ヒューストン日本国総領事館	350件
7	フランス日本国大使館	646件	17	ポートランド領事事務所	344件
8	サンフランシスコ日本国総領事館	607件	18	イタリア日本国大使館	341件
9	ニューヨーク日本国総領事館	587件	19	ボストン日本国総領事館	335件
10	大韓民国日本国大使館	503件	20	ナッシュビル日本国総領事館	326件

(2018年の援護統計に関し、大使館、総領事館、領事事務所などのうち、援護件数の多い上位20公館を掲載)

さらに、2019年は香港を始め世界各地で大規模な抗議活動が相次ぎ、外務省としては、デモや抗議活動に近付かないよう海外安全ホームページなどで呼びかけた。また、地域情勢に応じ、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出し、ベネズエラ、スーダン、香港及びボリビアなどの危険情報の危険レベルを引き上げた。

また、海外旅行中に発病し滞在先のホテルなどで急死した事例も前年に引き続き報告された。これらの事故や疾病では、日本と比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、医療サービスが不十分なことなどにより対応が困難な事例も散見された。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医

療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、在外邦人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2019年以降、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るった（新型コロナウイルス感染症への対応については、283ページ 囲み記事参照）。その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びウガンダで報告され、世界各地で麻疹が流行したほか、中東では中東呼吸器症候群(MERS)の感染例が引き続き報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱病、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も引き続き世界各地で流行した。

新型コロナウイルス感染症への対応

海外に在留する邦人や海外渡航者の安全の確保は、外務省にとって最も重要な業務である。2019年末以降、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の対応では、外務省は、感染症危険情報やスポット情報を機動的に発出するなど、ホームページやメールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信・注意喚起を行っている。

多くの感染者が発生し、厳格な移動制限が課された武漢市を中心とする湖北省については、帰国を希望するものの移動制限により帰国できなくなった邦人全員が早急に帰国できるよう、各方面との調整を進め、医務官や中国語を話せる館員を含む大使館職員10人が1,200キロメートルを陸路で17時間かけ武漢市に入り、また、外務本省職員ら19人も現地入りし、帰国オペレーションの実施に当たった。その結果、中国政府の支援も得ながら、1月末から2月中旬にかけて武漢空港から羽田空港まで計5便のチャーター機を運航し、武漢市外に居住の方を含め、湖北省に在留し、帰国を希望していた全ての邦人及びその家族の帰国を実現した。

日本から海外への渡航については、感染症危険情報^{*1}を随時発出して注意を呼びかけた。1月21日、中国全土に対し感染症危険情報レベル1（「十分注意してください。」）を発出したのを皮切りに、23日に武漢市をレベル2（「不要不急の渡航は止めてください。」）に、24日には武漢市を含む湖北省をレベル3（「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」）に、それぞれ引き上げた。また、その後の状況の変化を踏まえ、随時レベルの引き上げ、対象国・地域の拡大を行い、4月1日時点で中国や欧州など73か国・地域についてレベル3、それ以外の全世界の国・地域に対してレベル2を発出している。

また、感染症危険情報のほかに、感染拡大を受けて各国が講じた国境閉鎖や外出禁止令などの措置や航空便の運休により邦人が出国困難となるといった事態を防ぐため、3月25日に全世界を対象に危険情報^{*2}レベル2を発出した。

同時に、日本政府として、水際対策の抜本的強化に向けた施策を関係省庁が連携して機動的に実施している。各国・地域に対する感染症危険情報レベルなどに応じて、レベル2を発出した国・地域については、一次・数次査証の効力の停止及び査証免除の停止のほか、同地域から入国する邦人及び外国人に対する14日間の自主待機措置の要請などを行った。また、レベル3を発出した国・地域については、邦人帰国者やその外国籍の家族などに対するPCR検査の実施のほか、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、これらの地域に過去14日以内に滞在歴がある外国人の上陸拒否の措置もとられている。

また、感染症対策における国際的な連携・協力の重要性を踏まえ、3月10日に世界保健機関（WHO）や国連児童基金（UNICEF）などの国際機関に対し約150億円を拠出し、イラン及び周辺の開発途上国に対する緊急支援を実施することを発表した。

※1、2 外務省が発出する「海外安全情報」のうち、危険レベルをお知らせするものとして、「感染症危険情報」と「危険情報」の2種類がある。

「感染症危険情報」は、新型コロナウイルス感染症を含む危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出するもの。

一方、「危険情報」は、内乱、テロ情勢を始め各国の政治・社会情勢などを総合的に判断し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、安全対策の目安をお知らせするもの。

いずれも、以下の4つのカテゴリーで示される。

レベル1：十分注意してください。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

レベル4：退避してください、渡航は止めてください。（退避勧告）

〈海外に渡航・滞在する場合の心得〉

このように、日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航・滞在する場合には、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録や在留届の提出を必ず行うとともに、①海外安全ホームページや報道などを通じて現地の治安などに関する情報を事前に十分に確認すること、②滞在中は十分な安全対策を取り、危険を回避すること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡を取るなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などにより高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、医療費などの支払のみならず、適切な医療機関での受診にも困難を来すことから、渡航の際は十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことが非常に重要であることなどを、外務省として様々なツール・機会を活用

し、呼びかけている。

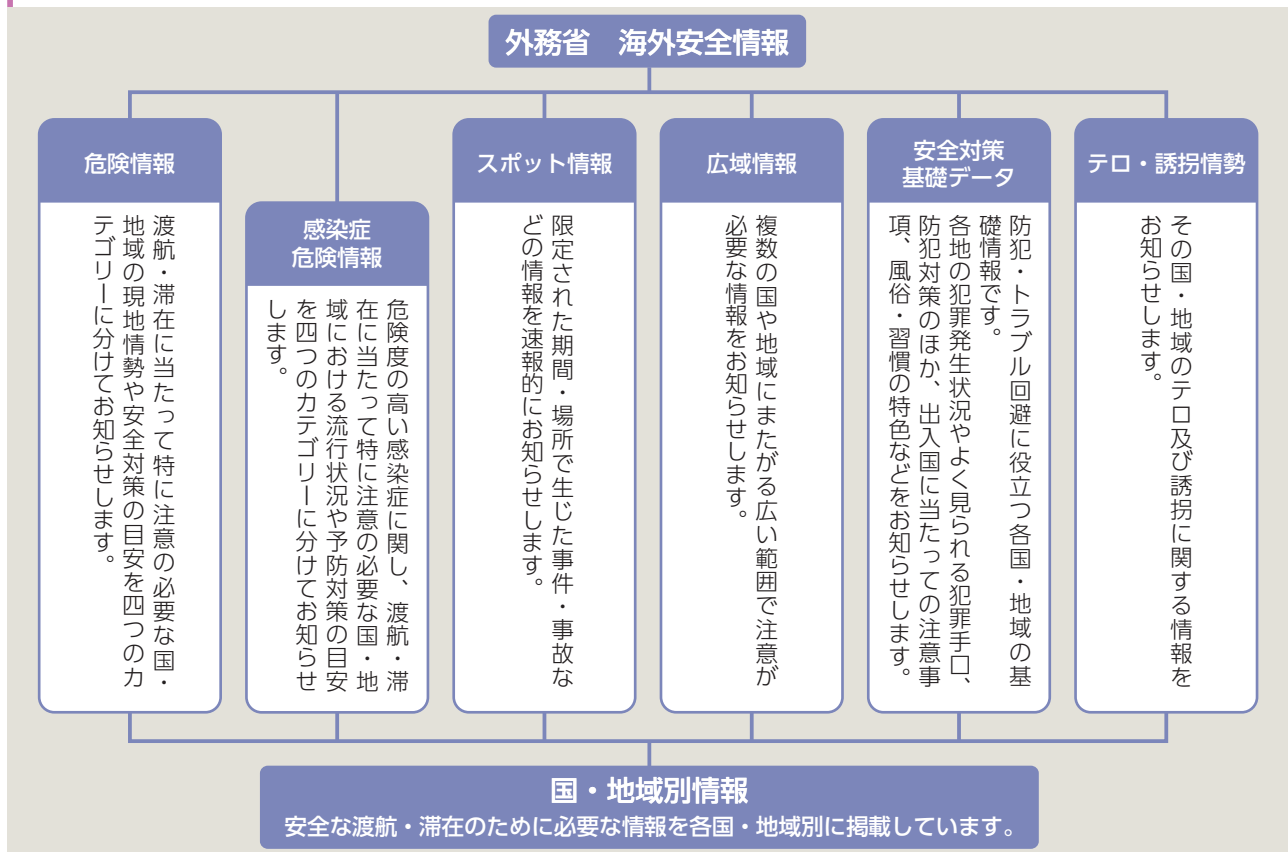
(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2018年に対応した日本人の援護人数は、延べ2万2,349人、援護件数は2万630件と引き続き高い水準で推移している³。

海外で被害に遭わないためには、事前の情報収集が重要であることから、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

外務省は「海外安全ホームページ」で各国・地域の最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在外邦人及び「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。「たびレジ」は、旅行の予定がなくても登録することができ（簡易登録）、配信された安全情報は、海外で事業を行う日本企業関係者の安全

海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



³ 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が、海外で事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

対策などに幅広く活用されている。2014年7月の「たびレジ」運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動により、2020年2月現在650万人を突破した。

外務省は、セミナー・訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。外務省主催の国内・在外安全対策セミナーを参加型の演習形式で、日本・海外各地で実施したほか、国内の各組織・団体などが全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣し安全対策に関する講演を行った（2019年は全国で約80回）。また、企業関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めている。各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を行っている。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件の後は、特に国際協力事業関係者や安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者に対する安全対策セミナーや啓発の強化に努めている。

まず、日本企業の大部分を構成する中堅・中小企業の海外での活動を安全対策面からサポートする観点から、2016年9月に企業の海外展開に関係する29の組織・機関が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を立ち上げた。2019年8月の同会合では、新たに1組織が加わり、ネットワーク参加組織は30に拡大した。ネットワーク参加組織間の連携により、海外安全対策に関する国内外でのセミナーや、機関誌などを通じた啓発などを進めているほか、企業間での横のつながりが構築されたり、より充実した企業向けサポートサービスが図られるなど、企業の安全対策が強化されてきている。また、2017年3月、企業が最低限行うべき基本的な安全対策を漫画で分かりやす



外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



外務省海外安全アプリ
 海外安全ホームページ「海外安全アプリの配信について」
 (https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html) からダウンロード可能



く解説した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を発表した。以降、単行本約12万冊を配布し、外務省ホームページ上の特設ページには約170万件のアクセスがあるなど日本企業などに活用され、海外安全対策に関する意識の向上につながった。

また、海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施し、学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めている。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェンツ及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、日系航空会社の協力を得た機内アナウンスなどを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。

そのほかにも、メディア媒体を通じた広報や、2019年初めて大阪で開催された「ツーリズムEXPOジャパン」でも外務省領事局ブースを出展するなど、様々な機会をとらえ、安全に対する取組の重要性を伝えるとともに、旅行者の安全対策への協力を呼びかけた。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2020年2月に140公館を対象とした調査では、3万9,579人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事

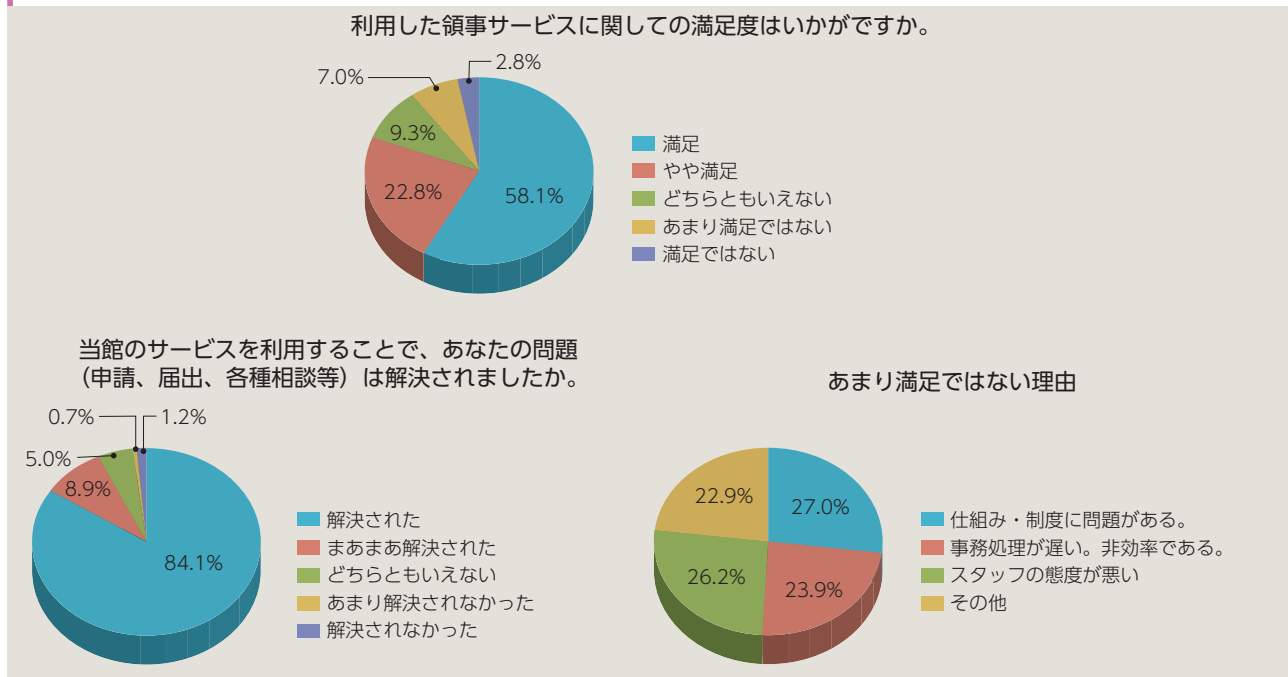
サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、マナーや接客態度について改善を求める意見も寄せられており、利用者の声として真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

(2) 旅券（パスポート）の発給と不正取得などの防止

2019年には計449万冊の一般旅券が発行された。2019年12月末時点で、約3,023万冊の一般旅券が有効であり、全てIC旅券⁴である。

IC旅券の発行により、偽変造など旅券の不正使用は困難になっているが、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案⁵は引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が、不正取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を

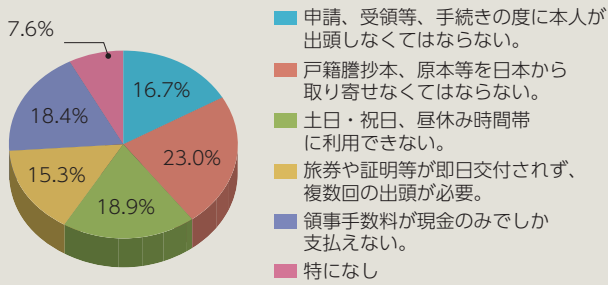
領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2019年：140公館）



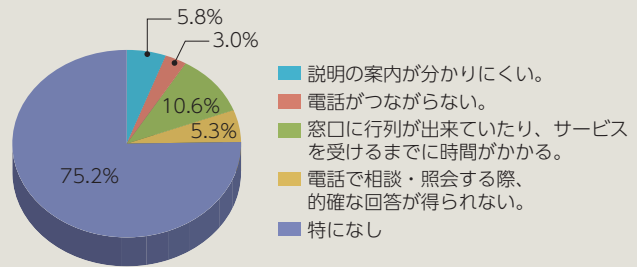
4 IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行

5 2015年31冊、2016年22冊、2017年21冊、2018年35冊、2019年42冊の不正取得事案を把握

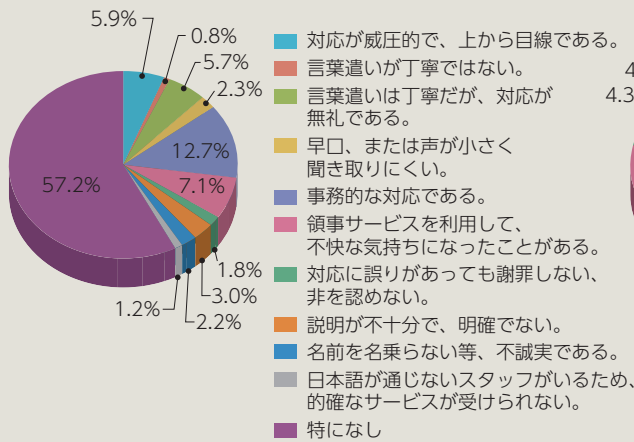
現在の領事サービスを利用して不便な点を以下の中からお選びください。(複数回答可)



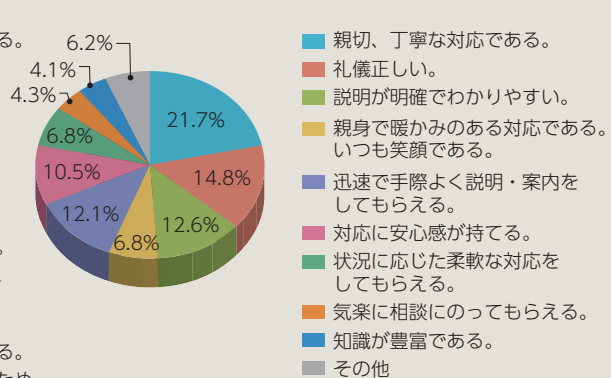
当館のサービスの現状に関して、当てはまるものを以下の中からお選びください。(複数回答可)



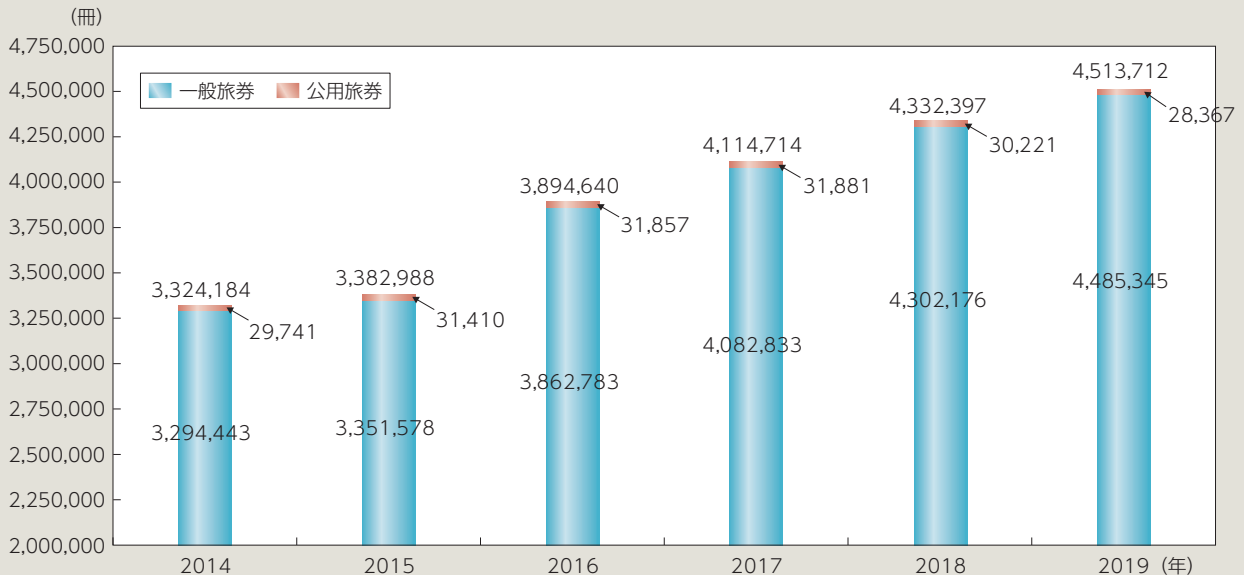
当館のサービスの現状に関して、当てはまるものを以下の中からお選びください。(複数回答可)



当館スタッフによる窓口や電話の対応について、良かった点を以下の中からお選びください。(複数回答可)



旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出典：2019年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口では、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなど、旅券の発給時の本人確認

の強化に一層の力を入れている。さらに、刑事訴追されている者、執行猶予中の者、旅券法に違反した者などに対する一般旅券の発給を制限しているほか、逮捕状が発行されている者など

で関係機関から外務大臣に通報があった者に対しては、返納を命ずるなどの措置を講じている。

一方、日本の旅券に搭載されているICチップには、顔画像や人定事項などの情報が記録されているが、諸外国では更に指紋などの生体情報を追加するなど、偽変造防止対策を向上させたIC旅券の普及が進んでおり、国際民間航空機関（ICAO）及び国際標準化機構（ISO）でも、IC機能のより効果的な利用が検討されている。また、2016年1月4日から在外公館で運用を開始した「ダウンロード申請書」につ

き、2018年10月1日から国内でも受付を開始し、申請者の利便性の向上に努めた。

2006年以降、申請の受理や交付などの旅券事務を都道府県から市町村へ再委託することが可能となった。2019年12月末現在、その数は、897市町村に達し、全国の5割強の市町村で旅券事務を行っている状況である。

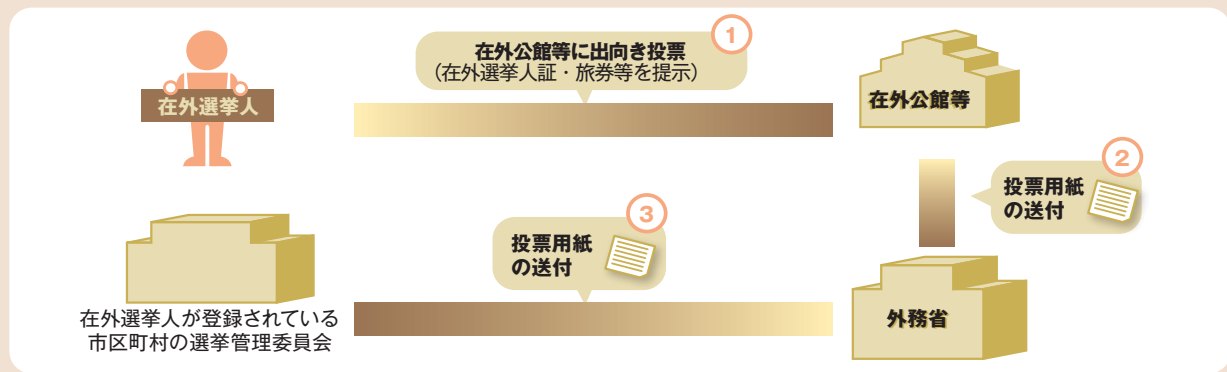
(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙

在外選挙

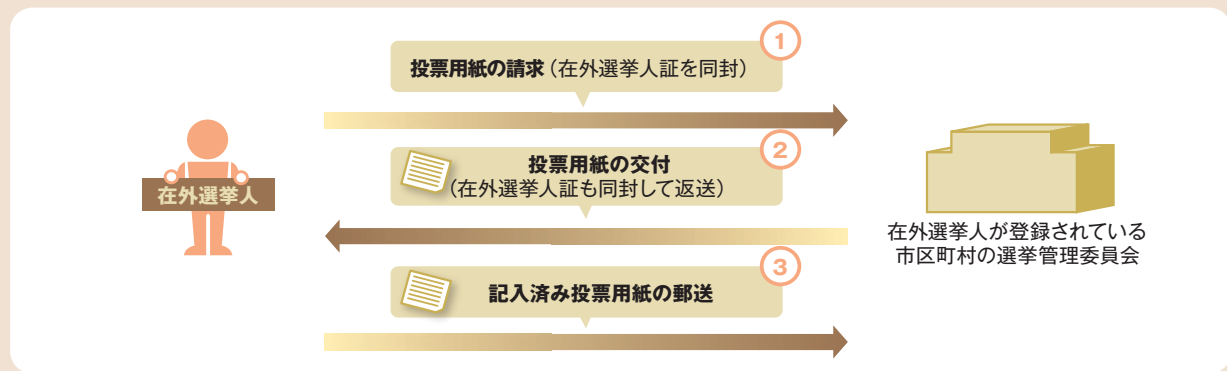
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に出頭する必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」または「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。特に、最近の国際テロ情勢の変化などを踏まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡充している。今後もこうした支援を継続していく考えである。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している（2019年度は1か国7都市）。また、感

染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施している（2019年度には7か国8都市）。

ロ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2019年で151年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人（推定）以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約224万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏ま



第60回海外日系人大会に際した外務大臣主催歓迎レセプション

え、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまで、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2019年10月には第60回海外日系人大会が開催され、茂木外務大臣は歓迎レセプションを主催し様々な分野、世代の日系人と懇談を行った。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本の間の絆きずなを強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2019年12月末現在、日本を含む101か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効後2019年12月末までの5年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を235件、子との面会交流を求める申請を143件、計378件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、40件において子の返還が実現し、35件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、39件において子の返還が実現し、24件において返還しないとの結論に至った。

2019年2月には、ハーグ条約の実施に携わる日本の関係者に専門的知見を習得する機会を提供するため、米国でのハーグ条約事案の裁判手続などに詳しい米国人弁護士を招へいし、講演会などを開催した。また、6月には東京大学で、「ハーグ条約締結5周年記念シンポジウム」を開催し、日本のハーグ条約実施状況や今後の課題などについて議論を深めた（291ページ特集参照）。

このほかにも、在外公館と連携し、海外で在留邦人向け啓発セミナーを積極的に実施しているほか、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関や在京外交団向けセミナーを実施するなど、広報活動に力を入れている。

また、2月にはハーグ条約に関する広報動画を公開するなど、より幅広い層へ条約を周知すべく取り組んでいる。

（参考）ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（2019年12月末現在）

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	128	111
外国に所在する子に関する申請	107	32

特集

ハーグ条約発効5周年

世界的に人の移動や国際結婚が増加したことで、国際社会においては、1970年代頃から一方の親による子の連れ去りなどの問題が指摘されるようになり、1980年、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」が成立しました。1970年には年間約5,000件程度だった日本人と外国人の国際結婚が1980年代後半から急増したことも踏まえ（2017年は約21,000件）、国内での様々な議論を経て、2014年4月1日、日本においてハーグ条約が発効しました。

2019年、ハーグ条約が日本で発効してから5年が経過したことを受け、6月10日、外務省は東京大学で「ハーグ条約締結5周年記念シンポジウム『ハーグ条約と日本』～子ども中心の国際家事手続に向けて～」を開催しました。家事手続とは、家庭内の紛争などを解決する手続のことです。

同シンポジウムは、①ハーグ条約や子供の連れ去り問題について、より多くの方々に正しい知識を身につけていただくこと、②5年間の日本での実施状況をよく知っていただくこと、③子供をめぐる家事手続のあり方について国民的な議論を深めるきっかけとすること、の3点を目的に開催しました。

同シンポジウムには、弁護士や裁判所関係者などハーグ条約の実施を担う関係者のほか、在京外交団、研究者、学生など190人を超える聴衆が参加し、二つのセッションにおいて、子供をめぐる家事手続のあり方について活発な議論が展開されました。

(1) 第一セッションのテーマ「日本におけるハーグ条約の実施と課題」

基調講演では、日本における5年間のハーグ条約実施状況、ハーグ条約に関する日本の裁判実務、日米間のハーグ条約事案について、外務省、最高裁判所、米国国務省の関係者からそれぞれ説明がなされました。続いてハーグ条約に基づく返還申立事件の代理人を多数務めた経験がある弁護士や有識者がパネルディスカッションに加わり、条約を実施する上で日本がこれまでに直面した困難やそれを克服した方策について議論したほか、条約に基づく手続を迅速に行うための工夫や強制執行手続の実効性を高めるための仕組みなど、今後、日本が取り組むべき課題などについて議論を深めました。

(2) 第二セッションのテーマ「今後進むべき道」

基調講演では、国際家族法を専門とする英国の教授から、連れ去られた子に及ぼす長期的な影響や親子が再統合した後の子供のケアの重要性などについて、また、日本の家事調停委員のための研修を実施した経験がある米国の弁護士兼調停人から、異なる国籍や文化的背景をもつ当事者が関わる国際的な家事事案において国際家事調停を活用することのメリットなどについて説明がなされました。続くパネルディスカッションでは、弁護士及び有識者が加わり、家事手続のあり方に関し、子の利益を最優先に考えること、子の声を聴くことの重要性などについて議論を深めました。

今回のシンポジウムを通じて、日本におけるハーグ条約の仕組みや裁判手続などについて、幅広い参加者の理解が深まっただけでなく、これまでの日本におけるハーグ条約の実施状況などについて、参加者から様々な評価や意見を頂くことができました。引き続き、日本としてはハーグ条約の着実な実施に努めていきます。



パネルディスカッションで議論する参加者
(6月10日、東京)



ハーグ条約を紹介する動画「ハーグ条約を知ろう!ホワイトボードアニメーション」
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page25_000835.html)

